

## 会員の皆様へ

### 新公益法人制度施行に伴う本会の一般社団法人移行について

平成 20 年 12 月 1 日に新公益法人制度の施行に伴い、現行の社団法人「特例民法法人」は、平成 25 年 11 月 30 日までに一般社団法人または、公益社団法人のいずれかを選択し移行を行うこととなりました。

この対応といたしまして、本会の移行方針を検討するため、本年度「新公益法人制度特別委員会」（委員長 井上慶治）を設置して、慎重な審議を行なってまいりました。その結果、一般社団法人へ移行する方針が、平成 23 年 11 月 17 日の理事会において承認されました。

今回の移行検討におきましては、本会が現在行っている事業の多くが、会員を主体に全ての建築士及び建築士を目指す者を対象としつつ柔軟な事業展開を図ることが重要と考えますとともに、税制面でも大きなデメリットがないことなど、その他の制度全般にわたる条件を考慮して、一般社団法人が本会に相応しい選択であるとの結論を得ました。

さらに、支部についても法人内組織として運営していくこととなり、経理上も支部を含めた一元的な経理がなされることとなります。今後、来春の総会に向けて、定款改正をはじめ新制度への移行に必要な検討作業が行われます。

会員の皆様には、これらの経緯をもとに、本会は今後の移行の対応を行うことをご報告申し上げるとともに、更なる本会の発展に向け尽力して参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 23 年 11 月  
社団法人 奈良県建築士会  
会長 福本良平